

福島給食センターにおける再生可能エネルギー設備導入に関する工事に関して

1 目的

大熊町は、令和2年2月に『大熊町2050ゼロカーボン宣言』（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原子力や化石燃料に頼らない【地域の再生可能エネルギー】を活用した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

また、令和3年2月には、ゼロカーボンによる復興推進に向けた基本戦略や具体的な事業計画をまとめた『大熊町ゼロカーボンビジョン』（以下、「ビジョン」という。）を策定した。

上記の計画等を実行するにあたり、ゼロカーボンの中心的役割として設立された大熊るるるん電力株式会社では、積極的に電源開発を進めていく中で、需要家施設内に再生可能エネルギーの導入を実施し、脱炭素に向けた取り組みをサポートしている。

2 工事内容

- (1) 工事名：福島給食センターにおける太陽光設置工事
- (2) 仕様書：別紙『福島給食センターにおける太陽光設置工事の概要』のとおり
- (3) 工事期間：契約締結の日から令和4年12月31日まで
- (4) 契約金額：契約締結金額

3 プロポーザルに関する事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑥の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員が、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例に

よることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、問合せ先から取得すること。
尚、郵送などによる配布は実施しない。

4 スケジュール及び様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年4月7日(木)
質問受付期限	令和4年4月13日(水)17時まで
質問回答	令和4年4月18日(月)
企画提案及び概算見積書提出期限	令和4年4月28日(木)17時まで
審査結果の通知	令和4年5月20日(金)以降

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和4年4月13日(水)17時まで(必着)
- (2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊るるん電力宛に電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【質問書】福島給食センターにおける再生可能エネルギー設備導入に関する工事に関して」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

電子メール otoiawase@rururun.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年4月18日(月)までに大熊町るるん電力のホームページに随時公表する。
なお、個別での回答は行わない。

6 プロポーザル参加資格確認申請書及び見積書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の工事提案見積は受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年4月28日(木)17時まで(必着)

(2) 提出先 大熊るるん電力株式会社 大熊事業所

(3) 提出書類 (提出方法：電子メール)

- ① プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書(様式第2号)
- ② 会社概要(様式第3号)
- ③ 守秘義務契約書(様式第4号)
- ④ 業務実地体制書(様式第5号)
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)
- ⑥ 本要領3プロポーザルに係る事項
- ⑦ 工事提案書及び概算企画見積書(任意様式)

7 企画見積書の内容

企画見積書には別紙「福島給食センターにおける再生可能エネルギー設備導入に関する工事に
関して」(以下、「仕様書」という。)に基づき、以下のとおり作成すること。本業務では、大熊
町の現状、目指す方向性を正しく理解した上で、提案者は資料を作成すること。

(1) 提案内容

- ① 全般的事項
 - ・太陽光から供給施設により効率的に電力を供給できる仕組みの提案を実施すること。
- ② 設備導入の考え方について
 - ・再生可能エネルギー設備導入に当たっての規模設定の考え方や具体的な導入計画、二酸化炭素削減量の見込み、エネルギーマネジメントの性能要件などについて記述すること。
- ③ ゼロカーボン達成に向けた考え方について
 - ・事業に関する積極的な公表、情報発信の内容や方法について具体的に記載すること。
 - ・事業を通じて、今後、対象施設の地域で取組をどのように展開していくか、地域への貢

献、他の施設への水平展開の見通しなどについて具体的に記述すること。

(2) 留意事項

仕様書等に記載している各業務が、円滑にかつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

8 企画提案見積書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員等)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

9 審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、大熊るるるん電力は本工事に関する見積書等を総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約候補者)を選定する。

① 審査基準

提案見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は工事提案内容より順

位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と大熊るるるん電力が協議し、工事請負契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。請負契約書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

工事請負金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提出した見積書の上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と大熊るるるん電力との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

11 問い合わせ先及び提出先

大熊るるるん電力株式会社

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水 307 番地の1

電話番号 0240-23-6326

電子メール otoiawase@rururun.jp